
令和3年度第4回（通算36回）北区子ども・子育て会議 議事要旨

[開催日時] 令和4年3月28日（月）午後 6時30分～午後 8時12分

[開催場所] オンライン開催

[次第]

1 開会

2 子ども・子育て施策等に関する報告事項

- (1) (仮称)北区子ども条例について
- (2) (仮称)北区子ども・子育て支援総合計画の策定について
- (3) 令和4年4月期の保育園入所審査結果と待機児童解消の取り組みについて
- (4) 区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について
- (5) 学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について
- (6) 子育て世帯に対する特別給付金の支給について
- (7) 子育て世帯への臨時特別給付の支給について

【支援給付金（離婚等により受け取ることができなかった方への給付金）】

3 その他

- (1) 教育委員会事務局の組織改正について
- (2) 令和4年度について

4 閉会

[出席者] 岩崎美智子 会長 石黒万里子副会長 大河原はるか委員
久保田 遼 委員 野上 智宏 委員 林 菜々 委員
我妻 澄江 委員 小野澤哲男 委員 齊藤 厚子 委員
鹿田 昌宏 委員 鈴木 将雄 委員 田邊 茂 委員
森口 智志 委員 奥村 宏 委員 西澤 由香 委員
向中野勇司 委員

[配布資料]

資料 1	(仮称) 北区子ども条例の検討の進め方について
資料 2	(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画の策定について
資料 3	令和 4 年 4 月期の保育園入所審査結果と待機児童解消の取り組みについて
資料 4	区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について
資料 5	学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について
資料 6	子育て世帯に対する特別給付金の支給について
資料 7	子育て世帯への臨時特別給付の支給について 【支援給付金（離婚等により受け取ることができなかった方への給付金）】
資料 8	令和 4 年度教育委員会事務局の組織改正について

【会長】

皆様、こんばんは。それでは、令和3年度第4回、通算36回目の北区子ども・子育て会議を開会いたします。

本日は、年度末の大変お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。1月から続いていました東京都のまん延防止等重点措置の適用は、3月21日で終了しましたが、感染の再拡大に備え、現在はリバウンド警戒期間として、引き続き混雑した場所を避けることや、会食は少人数、短時間で実施することなどの協力が要請されています。

こうした状況ですので、今回の子ども・子育て会議もオンライン会議の形で開催することといたしました。ご発言時にパソコンを操作していただくなど、少しやりにくい点もありますが、ご協力のほど、お願いいたします。

さて、東京の桜も満開となりました。この時期はたくさん子どもたちが卒園や卒業して、新たな門出を迎えます。そんな子どもたちが希望に満ちた明日を迎えられるよう、皆様と一緒に考えていければと思いますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、まず事務局から事務連絡などがありましたらお願いいたします。

【事務局】

事務局から出欠と資料の確認。

出欠確認

欠席2名

遅参1名

～以下、配布資料の確認～

【会長】

ありがとうございました。それでは次第2、子ども・子育て施策等に関する報告事項。まず、(1)(仮称)北区子ども条例について。事務局から報告をお願いいたします。

【事務局】

事務局です。

資料1の(仮称)北区子ども条例の検討の進め方について、をご覧ください。

まず1、要旨です。

北区版子ども条例について、区ではこれまで「児童の権利に関する条約」の基本的な理念を「北区教育・子ども大綱」や「北区子ども・子育て支援計画」などに反映してきましたが、令和3年4月に東京都のこども基本条例が制定され、同年7月には江戸川区、そして今年度中に中野区が制定予定とされるなど、条例制定への機運が高まっているところです。

こうした状況を踏まえまして、昨年8月に開催しました、令和3年度第2回子ども・子育て会議において条例制定についての意見を聞くとともに、先行事例の調査等をこれまで実施してまいりました。令和4年度から条例制定に向けた具体的な検討に着手してまいり

たいと考えています。

2、経過です。

平成元年に児童の権利に関する条約が、国連の総会で採択され、日本は平成6年に批准しています。そこから、平成26年1月、子どもの貧困対策の推進に関する法律を施行。それから27年4月に北区いじめ防止条例制定、29年3月には北区子どもの未来応援プラン策定、そして以下お示しのような形で、児童の権利に関する条約を踏まえた形で、様々な施策、計画を策定しながら進めてまいりました。

先ほど申しあげましたように、令和3年8月の子ども・子育て会議で、皆様から条例の意義等、たくさんご意見を頂戴したところです。

3、今後の検討の進め方（イメージ）です。

こちらは、まだ具体的なスケジュールは検討中ですが、こちらにお示ししているものが時系列になっているとイメージしていただければと思います。

まず上からですが、庁内検討委員会を設置しまして、その後、適宜、子ども・子育て会議で報告、そして皆様から意見を聴取し、3番目に、中学生モニター等により子どもの意見聴取とあります。

裏面にこの中学生モニター等の注釈を入れているのですが、これは、中学生モニター、高校生モニター、それから小学生と区政を話し合う会といった、子どもの意見を聞くための既存の取組をまず活用して、子どもの意見を聞いていきたいと考えています。

元に戻っていただきまして、4段目、条例の考え方とりまとめ。そして、5段目、（仮称）子ども会議で子どもの意見を聴取と。

もう一度裏面にお願いいたします。※2で、子どもの意見を聞くための新たな会議体を設置したいと考えています。子ども・子育て支援計画ですとか教育ビジョンも今後改定を考えていますので、子どもの意見を聞く会議体を設置していきたいと考えています。

お戻りいただきまして、6段目、GIGAスクール端末によるアンケートの実施。これは小中学生に配られているGIGAスクールの端末で、アンケート機能を使って、子どもたちからアンケートを採ることができますので、そういったものを活用させていただきながら意見をもらいたいと思っています。

そして、条例（案）を取りまとめまして、パブリックコメントなどで区民の皆様のご意見を取り入れ、策定していきたいと、そういった形を考えています。

裏面をおめぐりください。

5、その他です。

（1）他区における「子どもの条例」の制定状況ですが、4区で制定済ということで、直近では令和3年7月に江戸川区で、1区で制定予定とありますが、これは金曜日（3月25日）に皆様にもメールで情報提供したのですが、中野区が3月25日に制定されたので、23区では5区、子どもに関する条例が制定されているところです。

（2）国、都の動向ですが、先ほどご案内のとおり、東京都が東京都こども基本条例を令和3年4月に制定してしまして、令和4年2月にはこども家庭庁の設置法案が閣議決定され、令和5年4月設置予定となっています。

その次に、皆様には、昨年8月の子ども・子育て会議でご意見をいただいたときの議事要旨の抜粋、子ども条例に関するご意見を取りまとめたものもお配りしています。こちら

は資料ではありませんが、ご記憶を喚起していただく意味でおつけしました。本日も皆様からご意見を頂戴できればと思っています。よろしくお願いいたします。

以上です。

【会長】

ご説明ありがとうございます。それでは、皆様からご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

委員が挙手されていると思いますが、委員、昨年8月の会議では、音声トラブルで、ご発言が聞こえなかったということで、ぜひお願いしたいと思います。

【委員】

会議後にメールでお送りしていたのですが、ここで記録に載せていただくために発言させてください。

あのとき、資料でいただいた江戸川区子どもの権利条例には振り仮名が振ってあって、大変いいと思いました。人権を侵害されていたり、虐待されている子どもがそれに気づくことができるように、子ども自身が自分の権利を知ることが大切です。

地域で子ども食堂を運営していますが、保護者が子どもに与えた学習教材をこなさないし食事を与えない教育虐待ですとか、子どもが担う家事に落ち度があったとって暴言や暴力とか食事を作ってもらえないなどのネグレクト家庭があったりします。常に親の顔色をうかがって愛着障害が起きていたり、大人への不信感を持っていたりしています。子どもはほかの家庭を知らないで、自分が虐待されていることに気づかず、そのまま育つと、家庭を持つことを忌避したり、凶らずも子どもができたときに虐待の加害者になりかねません。

ネットワークの団体会員である「きたく子ども劇場」では、一昨年、コロナで例会ができなかった折に、子どもの人権を紹介した「ワニブタ絵本ガイドブック」という本を全ての会員世帯に配布して、親子で一緒に読んでくださいと言いました。緊急事態宣言の発令で、子どもたちの学習権、遊び権、文化権が奪われてしまって、それについて発言する意見の表明権も尊重されない中、それについて親子で考えたり話し合ったりするきっかけになったと思います。

子ども自身が自分の権利を知る、自覚することで、家庭で自分が虐待されていることに気づくことができれば、学校ですとかスクールカウンセラー、私たちなど地域の大人に話せて、行政からの支援にもつながります。

明記していただきたいのは、子どもが持つ大切な権利、権利が守られない場合は周囲の大人に助けを求めることができること、子どものために周囲や区に求める支援は恥ずかしいことではないこと。人様にご迷惑をかけてはいけないと、子どもにそういう教育をしている家庭もあるので。

また、「区民の役割」は本当に必要な項目です。子ども食堂がうるさいと怒鳴り込まれたり、区役所に苦情の電話がかかったり、静かにするようにしつけをしるとメールが来たりもします。健やかな子どもたちの育ちには遊びが必要不可欠で、子どもは地域の未来である、地域全体で子どもを育てていくという大人の共通理解が欠かせません。それを明文化

することが必要な時代になっていると思います。

子どもの居場所、子どもの貧困の防止、そして、条例に対して子どもが苦情を申し立てられるように、苦情解決委員会などの設置も必要だと思います。

それから、うちの団体会員で、子育て支援をしている方たちから意見を寄せられているので、幾つか紹介させてください。

1、名称に「権利」という言葉を入れて、これは川崎市や豊島区でそういう例がありますが、「北区子どもの権利条例」という名称にしてはどうか。一般的に「権利」という言葉が入るのを嫌う傾向があると思うのですが、「国連子どもの権利条約」のように、子どもの権利をしっかり押さえるかどうかで全く違ってくと思う。

2、条例が子ども自身に伝わるように、また外国籍の子どもたちも読めるように、平易な言葉で、振り仮名つきにする。

3、リーフレットを作って、教室でみんなで読み合わせたり、家庭で親子で一緒に見るなどの周知が必要。子ども自身と子どもに関わる大人の理解が欠かせません。

4、なるべく低年齢の頃から、理解力に合わせた使い方を繰り返し行うことが大切である。

5、子どもの声を取り入れることももちろん大切ですし、同時に、子どものいる家庭だけの問題になっていく心配があります。全ての大人の責務として、子どもの権利を捉える流れをつくることが大切だと思う。中野区の主文で、子どもをパートナーとしてまち全体で、目的では、全ての人の子どもの権利の尊重の理念を持ちという観点が大変いいと思う。

6、区内で子どもの権利条約を大事に、子どもの活動している団体がたくさんあります。行政の対応機関をつくることはもちろんですが、社会全体の問題にしていくためには、市民や民間団体のネットワークをつくることも重要だと思います。

7、「国連子どもの権利条約」に関する学習会などを行って、策定に至るプロセスを広く区民に公開する。

8、権利擁護の第三者機関としてのオンブズマンをつくる。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。大事なことをかなり網羅して下さったという印象を受けましたが、ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。今回は、できれば皆さんからなるべくご意見をたくさんいただくという形で、どうしてもということがあれば事務局にお願いしますが。

【委員】

今後の検討事項になるかと思いますが、2点お伺いします。

平成27年に北区いじめ防止条例というものが制定されているわけですが、今度また新たに条例をつくるとなりますと、こうしたほかの条例との関係はどうなっていくのかということ。

そして、前回も申し上げたことですが、条例を制定するとなったときに、どれぐらいのスパンで期間を見通して作成していくのか、何年かたったら見直しますという、そういう

見通しをもって作成していくのか、その辺りの見通しについて、今後の検討事項かと思えます。以上です。

【会長】

ありがとうございます。事務局から何かありますでしょうか。

【事務局】

今、2点ございました、いじめ防止条例との関係ですが、先ほど別の委員からも、「子どもの権利条例」というのはどうかというお話があって、現時点では条例の範囲を広く取る意味で「(仮称)子ども条例」ということでここでは記載しています。

したがって、この条例の考え方の整理が必要になってくると思っていまして、そこで中身がある程度絞られてきた段階で、いじめ防止条例との関係なども整理していきたいと。またその時点で、皆様のご意見も伺っていきたくと思っています。

子ども条例自体は、条例を類型化しますと、権利条例であるとか、施策推進条例であるとか、青少年の健全育成といった趣旨の条例もあり、これからつくる条例がどういったものがふさわしいのか、皆様方と意見交換しながら考え方を整理していきたいと思っています。

その制定のスパンですが、少なくとも現時点で考えている検討の長さといたしましては、1年ではなかなかまとめ切れないだろうと。そういう意味では、令和4年度は考え方の整理をして、その次の年度に文案をまとめるような、ざっくりしたスケジュール感をイメージしています。

以上です。

【会長】

ご説明ありがとうございました。よろしいでしょうか。

【委員】

お伺いした見通し、スパンというのは、一度制定してから例えば5年たったから見直すとか、あるいは見直す時期については特に定めないとか、制定後の見直しについてという趣旨でした。わかりづらくて申し訳ございませんでした。今後の検討課題かと存じますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。それではその見通しのところはまた検討していただくということで、お願いできればと思います。

ほかの委員の皆様、いかがでしょうか。せっかくの機会ですので、公募委員の皆様もいかがですか。ぜひともご意見のある方、手を挙げていただければと思います。よろしく願いします。

前回の会議でもご意見をいただきましたが、それを補足するような形でもう一度言っていたいただいてもいいかと思えます。いかがでしょうか。

【委員】

私も今、子どもを育てている立場といたしまして、条例という形で子どもの権利というものが明文化されるというところで、それを子どもたちに知っていただく、子どもたちの権利がちゃんと文章になって広まることは、子どもを育てる親としても安心といいますか、頼りになると思います。詳細の文章に関しましては、まだあまり読み込めていないところがありますが、これから大きくなっていく子ども、そして子どもを育てる親、そして地域の方々みんなが子どものことをしっかり考えて、守って、育てられるような条例、条文にしていただければ、子どもを育てる親としてとても安心かと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。先ほどのご意見にもありましたが、子どもにももちろんそうですが、親御さんとしても地域の方、社会のみんなでというところが共有できればというご意見かと思いました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【委員】

今回の資料の中で、今後の検討の進め方のところに、中学生モニター、小学生モニターからの意見を聞くという行程があり、この行程は子どもの権利条約の中にもある、意見を表明し参加できることの原則に沿った、必要でとてもいい行程だと思いました。

ここで、モニターとなると、学校の何人かの代表の子どもからの意見なのかというところが疑問に思っていて、当たり前のことかもしれませんが、代表の子どもたちのみの意見ではなく、各クラス、各学校で話し合った意見をモニターの方に子どもに持ってきてもらって、一部の意見ではなく、全体としての意見を聞くべきだと思いました。

また、各クラスで話し合うに当たって、子どもたちが、北区子ども条例が何のためにつくられるのかということや、子ども自身の権利について理解してから考えて意見を出してもらうようにすべきだと思うので、各学校で事前授業も必要になるのかなと考えています。

また、子ども条例が完成して制定されたら、子どもたちと読み合わせをしたり、自分自身の権利を理解して、ちゃんと制定されたものを子どもたちに知ってもらいたいと思いますし、またいつでも見られるように、クラスに掲出しておいたりする取組も必要かと思いました。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。中学生モニターですとか、一部だけの意見ではなく全体の意見を聞くですとか、あるいは、子どもたちのために、何のためにこういうものがつくられたのかということ子ども自身に知ってもらう。先ほどのご意見にもありましたが、子どもたちが自分のものにできるようにといった意見を言っていただきました。ありがとうございます。

ほかにかがででしょうか。

【委員】

まず、子ども条例自体は非常に賛成するところです。こういうことが明文化されるのは非常にいいことだと思います。

あえて聞きますが、子どもの意見を聞くということの意味というものをどう捉えているのかが知りたいです。先ほど委員も言っていました、誰に聞くかということもあって、たとえば所得の高い家庭の子と低い家庭の子に聞くと返ってくる答えも違ったものになるでしょうし、生活に満足している子どもとつらいと思うことが多い子どもとでも、答えに違いが出てくると思いますので、子どもに聞くという意味をどうお考えなのかということと、どのような層の子どもに聞こうかとしているのかというのが一つ。

もう一つが、これは権利があるということ自体を言うのはすごくいいと思うのですが、子どもが、自分自身に権利があると知って、自分の権利が侵害されていると思ったときに、子どもは、誰に相談して、どこで権利を守ってもらうようにするのか。それを実行されるための仕組みはどうお考えなのか。また、その仕組みにどうやって実効性を持たせるか、ほかの区などの事例があれば、現在のどのようにお考えかを教えていただければと思います。

以上です。

【会長】

ありがとうございます。委員から大事な視点が出されました。
事務局からお願いいたします。

【事務局】

大事なご意見、ご指摘をいただきまして、今、答えられる範囲でお答えします。

まず、どんな子どもにどういう聞き方をするのか、工夫が必要だと考えています。昨年8月の会議の際に、誰に何を聞くかも大事だが、意見を聞くプロセスとして、どのように子どもにどういったアプローチをしていくのか。これは先ほど別の委員からも、子どもたち自身がいろいろなことを考えるきっかけになればという趣旨のご意見もあったと思いますので、そういうことを念頭に、いつ、どういう形で、どういう子どもたちに聞いていくのかは、皆様とも相談しながら考えていきたいと思っています。

また、現実問題として、今ご指摘があったように、学校から選ばれる代表の子どもたちに聞くと、一部の意見になってしまう、かといってターゲットを生活が困難なご家庭や一定の層に絞るということも、工夫はしていきたいと思いますが、現時点で決め切れているものはないというのが正直なところです。

ただ、先ほども説明いたしました、個々の考え方は、G I G A 端末のオンライン環境が整っていますので、そこでアンケートを取るといった方法は、幅広い不特定多数の意見を聞いていくことができるのではないかと考えています。

また、子どもたちが、例えば虐待を受けているときにどこに助けを求めればいいのかという点についても、第三者機関の設置を考えるのかどうかということも一つの重要なテ

マですし、たとえば児童虐待は児童相談所、いじめの関係は、それはそれでまたいじめ防止条例で定まっている部分がある。これらをどのように、重層的に複数の窓口を設置するのか、それともどこかに一本化するような発想があったほうがいいのか、これも今後の議論だと思っています。

現時点で、事務局で考えているところを申し上げます。

【会長】

ありがとうございます。確かにこの条例をつくるに当たって、策定の過程でいろいろな必要なものが出てくると思いますので、そこで議論を重ねながら検討していくということになるかと思いますが、よろしいでしょうか。

ほかにご意見はいかがでしょうか。委員の皆様からいかがですか。ぜひとも今日言っておきたいご意見がありましたらお願いしたいと思いますが。

全員にご意見をいただけるといいのですが、時間の関係もありますので、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

事務局から、この件に関して何かありますか。

【事務局】

委員の皆様の大変な視点、ご意見をありがとうございます。昨年8月の会議でいただいたご意見、そして今回と、子どもの意見を聞くということ一つをとっても、どういう子どもたちに聞いていくのか、GIGA端末等を使いながら、できるだけ多くの子どもたちの意見を聞いていきたいということ、また学校でもどのような形で意見を聞いたらいいいのか、できるだけ子どもたちの中で話し合っていく、これからこういう条例をつくっていくんだねということ子どもたちに理解してもらって、それが大人、地域の人たち、私たちも含めて、いろいろな方たちに伝わって、子どもの権利、子どもの意見を聞いていくことが、あたり前のことになっていけばいいなと感じながら聞かせていただきました。

今の段階で、まだどのように進めていくのかということが詳細に決まっているわけではありませんが、子ども会議といった初めての取組も行っていきたいと思っています。

そういう中で、この子ども・子育て会議の役割は、委員の皆様は大人として、子どもに関わる立場の方ですので、こうしたところでご意見を伺いながら、子どもの目線も加えながら、この条例を考えていけたらと思います。そのためには、振り仮名をつけることや、子どもにも分かりやすい表現をするなど、非常に大事なことだと思っていますので、これから考えなければならないこと、考えていくところではありますが、来年度の大きな課題になってきます。子ども目線の条例ができるように、皆様のご意見をいろいろ伺う機会がたくさんあるかと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、またご意見がありましたらぜひとも伺いたいと思いますが、次に進ませてくださいと思います。

それでは続いて、(2) (仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画の策定について、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは皆様、資料2、(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画の策定についてをご覧ください。

まず1、要旨です。北区子ども・子育て支援計画2020は、令和2年度から令和6年度末までの5か年計画として、令和2年3月に策定されました。

このたび、上位計画である北区基本構想、それから北区基本計画について、令和5年度中に改定が予定されるといったことから、北区子ども・子育て支援計画2020についても1年前倒しして改定するとともに、令和5年度末までの計画である北区子どもの未来応援プランと統合して、区の子ども・子育て施策の総合的な計画となる、「(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画」を策定したいと考えています。

2の経過です。

まず平成11年6月に、今の北区の基本構想が策定されました。それから、平成29年3月には北区子どもの未来応援プランを策定して、先ほどご案内しましたとおり、令和2年3月には北区子ども・子育て支援計画2020と、北区基本計画2020が策定されています。

令和2年8月に、第30回子ども・子育て会議において、北区子どもの未来応援プランを2年間延長することと、子ども・子育て支援計画と統合することを、一度この子ども・子育て会議で報告し、ご意見をいただいたところです。

そして令和3年3月の第32回子ども・子育て会議でもご意見を頂戴し、その際に大まかなスケジュールをお示ししています。

そして令和3年7月、北区子どもの未来応援プランの修正版を策定し、ここで2年間延長し、期間を令和5年度末までとしたところです。

今後のスケジュールですが、令和4年6月頃をめどに、計画策定業務の委託事業者と契約しまして、7月から計画策定のための区民への意識・意向調査の内容を検討してまいります。そして10月には意識・意向調査を実際に実施いたしまして、令和5年3月に、意識・意向調査の報告書を完成し、ご報告したいと思っています。

それから、令和5年度になりますが、4月から作業部会というものを立ち上げまして、計画の内容を検討してまいります。そして11月には、この(仮称) 北区子ども・子育て支援総合計画の(案)をつくりまして、その後パブリックコメントを行い、令和6年3月、北区子ども・子育て支援総合計画を策定するといったスケジュールを考えています。

おめぐりいただきまして、スケジュール(案)を横向きの表にしています。こちらをご覧ください。

上が、矢印で今後の計画期間の様子を表したものです。

それから下段のR4～R5策定スケジュール(案)ですが、こちらで、今申し上げましたスケジュールに加え、子ども・子育て会議で、一番下の段にお示ししていますとおり、令和4年度、令和5年度、およそ4回程度開催し、皆様のご意見を頂戴したいと考えています。

時期については未定のところがありますが、こちらも適宜ご相談したいと思います。

この子ども・子育て会議の令和5年度、41回と42回というところの下に、計画検討部会開催というものがございます。これもまだ案ではございますが、子ども・子育て支援の総合計画となりますと、子どもの施策についてかなり幅広い分野を網羅していくものになりますので、この子ども・子育て会議の中に部会をつくりまして、専門的な部分を検討させていただくといったことをイメージしています。これは現在の子ども・子育て支援計画2020のときにもこのように部会を立ち上げて検討したところです。

よって、令和5年度に関しましては、この部会も含めると、少し会議の回数が多くなってくると思います。皆様にはお忙しいところお時間をつくっていただくなど、ご協力いただくことが多くなるかと思いますが、その点、何とぞご協力をお願いできればと考えています。よろしく願いいたします。

そして、おめくりいただきまして、残りのこちら3枚目のページは、子ども・子育て会議が、こちらの条例、それから裏面の子ども・子育て支援法に基づいて、北区子ども・子育て支援計画について、子ども・子育て会議で検討していく、ご意見を聞きながらつくっていくといったところを参考に載せています。

計画の策定についての説明は以上です。

【会長】

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に関して、ご質問あるいはご意見等がありましたらお願いいたします。

委員、どうぞ。

【委員】

パブリックコメントが令和5年12月からと表に書いてあるのですが、この年末年始を挟むパブリックコメントは本当に答えにくくて、団体の会員さんなどにもぜひ書いてと言っているのですが、なかなか難しいのですよね。なるべくこの時期は長めに取っていただいて、周知もできるように、そこをお願いしたいと思います。よろしく願いします。

【会長】

はい、どうぞ。

【事務局】

ご意見をありがとうございます。前回もそのような同じ時期ではあったのですが、それもご意見も踏まえまして、なるべく長い時間、皆様からのご意見が取れるように考えてまいります。

【会長】

ありがとうございました。ほかにご質問、ご意見等いかがでしょうか。

委員、どうぞ。

【委員】

令和4年6月に計画策定業務委託事業者と契約とありますが、この事業者についてお伺いします。どういった立場の方をどのように選ぶのか、とか、もう決まっているのでしょうかとか、そういったところを教えていただければと思います。

以上です。

【会長】

事務局、お願いします。

【事務局】

こちらの事業者に関して、契約相手はこれから公募型のプロポーザルで選定して契約を進めてまいりたいと思っていますので、早くても6月頃に契約相手ははっきりしてくるかと思っています。

【会長】

ありがとうございました。よろしいでしょうか。

ほかにご質問、ご意見等いかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、次に行きたいと思います。

(3) ですね。令和4年4月期の保育園入所審査結果と待機児童解消の取り組みについて、事務局からご説明をお願いいたします。

【事務局】

それでは、資料3の令和4年4月期の保育園入所審査結果と待機児童解消の取り組みについて、ご報告いたします。

1の要旨は、重複しますので省略しまして、2の令和4年4月期の入所審査の状況をご覧ください。

(1) 新規入所申込者数については、近年増加傾向にありましたが、令和4年4月期では、合計で2,121人と昨年度より225人減少し、4歳児を除き、各歳児において減少している状況です。

(2) 審査結果では、入所保留者数は、合計で287人と昨年度と同程度でした。1歳児では、入所保留者数が空き数を上回っている状況です。

一方で、下段にお示しのとおり、昨年度と比べると1歳児においても空き数が増えている状況です。

なお、待機児童数については、厚生労働省の調査要領に基づき、この入所保留者数から育休延長者、認可外などの保育施設への入所者、特定の保育園のみを希望している方などを除き5月に確定いたします。昨年度の18人より減少する見込みです。一方で北区全体で見た場合には、空き数が合計で914と、昨年度の746から増加しており、特に豊島地区、桐ヶ丘地区、赤羽北地区、またつぼみ保育園など低年齢児園の空きが目立っている状況で、今後の検討課題となっています。

3、今後の予定ですが、こうした状況を踏まえまして、新たな私立認可保育園の公募誘

致については、引き続き見送ることとし、年少人口や大規模マンション等の動向を注視してまいります。

裏面には、参考に1月1日時点の就学前人口をお示ししています。参考の①にお示しのとおり、0歳から5歳、また0歳から2歳、共に昨年と比較して全体的に減少している状況です。

私からの報告は以上です。

【会長】

ご説明ありがとうございました。

それでは、委員の皆様からご質問、ご意見等がありましたらお願いします。

委員、お願いします。

【委員】

今の資料のご説明がありました3の裏面ですが、今の報告にもありましたように、0～2歳の就学前人口のマイナスが結構多くなっています。コロナ禍という事情もあるかもしれませんが、いろんな計画の最も大事なところの人口がこれだけ減少するということは、いろんな意味で大変なことになっているかと思えますので、ここを何とか食い止めるような施策を今後も十分に考えていただけたらと思います。よろしくお願いします。

以上です。

【会長】

今のは、ご意見ということでよろしいでしょうか。

【委員】

はい、そうです。よろしくお願いします。

【会長】

ありがとうございます。ほかにご質問、ご意見等いかがでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、次に行きたいと思います。

続いて、(4)です。区立小・中学校、区立幼稚園・こども園における新型コロナウイルス感染症への対応について、関連する内容ですので、(5)の学童クラブ・保育園等における新型コロナウイルス感染症への対応について、まとめて事務局からお願いいたします。

【事務局】

まず、学校、幼稚園、こども園についてご報告します。

委員の皆様もご承知のとおり、1月末以降オミクロン株によります感染の急拡大によって、オミクロン株は低年齢児への感染力も非常に強いということで、学校、保育園等でも感染者が急拡大、急増いたしました。このようなことを、今回皆様方にも情報提供をしたというご報告です。

第6波におけます学校等の状況、まず(1)では、幼児・児童・生徒、教職員の感染者

数の表です。こちらの表をご覧くださいと分かりますとおり、1月の初めの頃は、1日に一人いるかいないかという状況だったものが、中旬以降から徐々に増え始めまして、1月の最後の週では、児童・生徒、園児、また教職員を合わせて350人以上となっています。

また2月の3週目、こちらピーク時で380人を超えているという状況です。なお、その後3月、こちらにお示ししてごさいませんが、第1、2週目は170人程度、ピーク時の半分以下となっています。また、3週目に入りますと120人程度まで減っています。しかしながら、先週から今日までの状況では、再び170人程度まで増えていて、都内の感染者数、昨日、今日、前の週の同じ曜日を上回っているという状況を考えますと、春休み期間中にまた人流が増えて感染拡大につながるおそれもあると懸念しているところです。

その下の(2)の表です。こちらアといたしまして、全学年の休業、つまり学校が全部休んだという状況です。申し訳ございません、この表ですが、2月の小学校の数字0となっていますが、こちら1の誤りです。申し訳ございません。縦横の合計欄も1を加えていただけたらと思います。

おめくりいただきまして、2ページ、上のほうが学年閉鎖を行った数、その下が、学級閉鎖の数です。1月の学級閉鎖の数、189と非常に多くなっているのが分かります。これは、1月の下旬までは学校やこども園、幼稚園などで感染者が判明した場合には、濃厚接触者を特定するまでの2、3日程度、こちらを学級閉鎖としておりました。そのため3日以内の学級閉鎖だった学校が非常に多いという状況だったものです。

一方で1月末以降については、濃厚接触者の特定作業を簡素化して、その日のうちに特定できるように運用を変更したことから、2月には感染者数は減っていないにもかかわらず学級閉鎖の数は大きく減少しているものです。

なお、3月の学級閉鎖はさらに減ってございまして、昨日までに確認できているものは、20件程度となっています。

次に、大きな2番、オミクロン株によります感染急拡大下でのまん延防止等重点措置の適用に伴う対応です。

(1) 学校・園運営の基本方針、お示しのとおりですが、基本的には、感染症対策を徹底した上で、教育活動運営を継続するというものです。学校におきましては、児童生徒一人一人に配備しています、学習用端末「きたこん」というものを活用いたしまして、このオンライン教材、またGoogle Classroomを活用した学習環境を整備しまして、登校できない、または登校したくないという児童生徒の皆さん、これらのオンライン教材やGoogle Meetなどによる健康確認、心のケアなども行って対応をしているところです。

次のページです。(2)番は、児童・生徒等に対する指導です。

お示しのような教育活動、部活動、学校行事、校外学習等については、一部の活動を行事制限、または延期、中止とする一方で、小学校6年生、または中学校3年生の宿泊行事については、最終学年であるということをお示しいたしまして、できる限り予定の日程で実施できるよう貸切バスの活用、また事前のPCR検査実施などの対応を行わせていただいたところです。

なお、小学校6年生の日光高原学園、全35校が1泊2日で実施することができました。

また、中学校3年生の修学旅行については、前回の緊急事態宣言が終了した10月から

1 1月に3校、それからまん延防止重点措置期間ではありましたが、2月末から3月初めに3校と、計12校のうちの半分6校が実施できたところです。

続きまして、一番下の大きな3番、北区立中学校第3学年における学年閉鎖の対応についてです。

中学3年生については、多くの生徒が都立高校の一般入試を受験することから、学校内での感染、または濃厚接触者となり受検に影響が出ないように、試験日となっておりました2月21日前の1週間程度、学年閉鎖としたところです。一方で中学校1年生、2年生については、年度末の学期末考査を控えた時期でもありますことから、新年度に向けての教育課程を確実に履修させる必要があるということで、学年閉鎖を行わず対面授業を継続したところです。

なお、次のページに詳細を書いています、後ほどご高覧ください。

私のほうからは、以上となります。

【会長】

ありがとうございました。それでは、今の件でご質問でしょうか。

【委員】

日光学園とか卒業式とかの前に、PCR検査をされて感染6か月以内の子たちは、今は大丈夫でもPCR検査に引っかかってしまう子がいて、実際に私が関わっている学校でもいたのですが、そういう場合の対応は抗原検査で対応したりとか、実際には、どうしていたか教えてください。

【会長】

それでは、事務局からお願いいたします。

【事務局】

私どものほうのPCR検査ですが、基本的には対象の検査というものは、今回修学旅行または日光高原学園に伴う対応として実施をしたところですが、その他の対応としては、区として実施しているものは特にはございません。抗原検査等についてもご自身で用意していただいているようなものがあれば活用いただいたのかなとは思っていますが、そのようなデータについては、特に把握しているものはございません。

以上です。

【委員】

実際に学校でPCR検査を卒業式前に濃厚接触者でやっていて、陽性が出た子がいて、ただその子は3か月か4か月前に1回かかっている、そういう子たちはみんなPCR検査で陽性が出てしまう子が一定の割合で出るんです。いわゆるそのときには感染していないです。日光学園前とかで、もしPCR検査を用いるのであれば、そういう子、いわゆる既感染、6か月以内に既感染の子に例えば抗原検査で対応するとか、いわゆる出席できるかどうかの、何か決めごとは決めていますか。

【事務局】

今ご指摘いただいたようなケースについては、学校支援課で、また保健所からもそのような情報提供をいただいたことがなくて、そのような、今お話いただいたような卒業式前にPCR検査をしたお子さんから、結果的にそのような状況があったという報告もいただいておりません。したがって、状況を把握していなかったところですので、後ほどまた確認はしたいと思いますが、区としてお子さんに対する検査の対応というものをこれまで特段やってきているものというのは、先ほど申し上げたような修学旅行、それから日光高原学園という最終学年の宿泊行事に参加するときの事前1週間程度のときだけは、これも強制ではなく、あくまでも受けたいという方に受けていただくという対応をしたところですので、そのような状況で今後ともやっていきたいというのが現在の教育委員会の考え方です。

【委員】

そこで陽性が出てしまった子はどうしていますか。既感染で3か月とか、もしもう既に治っているが6か月以内に新型コロナにかかっている子たちは陽性になってしまうんです。もしその日光学園とかで今後やっぱりPCR検査をしたときに、陽性になった子たちへの配慮はどうなっていますでしょうか。

【事務局】

陽性になったお子さんについては、当然のことながら自宅待機になっていますので、参加はできないということで対応はしました。

【委員】

そこで、考えておいてほしいのが、実際に新型コロナに半年以内にかかってしまった子たちは、みんな陽性になってしまう子が多い。今はかかっていないのに。医療者なんかは、例えば2日連続で抗原検査が陰性だったら、あと既感染でのPCR陽性者は、問題なしとして参加、いろんな仕事とかにつけるようになっていたりしているので、今感染の数が多くなっているんで、いわゆる半年以内、特に3か月以内ぐらいにかかってしまった子で、もう既に治った子たちのPCR検査で陽性の場合には、その扱いをどうするかというのは、ちゃんと考えおいたほうがいいと思います。実際にはかかっていないけども、結局参加できないとか、自宅待機に強いられてしまう子たちがいるので、そこら辺は前もってどうするかというのを決めておいたほうがいいと思いますので、そちらのほうよろしく願います。

【事務局】

ありがとうございます。その辺については、保健所とも相談してどのような対応が必要かというのは考えたいと思います。

【委員】

お願いします。

【会長】

ありがとうございました。

はい、お願いいたします。

【委員】

今ご説明いただいた宿泊行事のことについて質問をします。

小学校の対応については、教育委員会で一括判断をするということで35校全て参加したと。中学校については、簡単に言えば学校長の判断だと思います。各学校というのは校長の判断だと思いますが、その結果12校中6校、2分の1の学校で宿泊ができた。校長の判断によって3年生でありながら学校の差が出るというか、あの学校は行けたという保護者の方の声を耳にするのですが、この判断を教育委員会と校長に分けた対応というのは何か理由があるのでしょうか。教えていただきたいと思います。

【事務局】

今、ご指摘いただいたのは、小学校6年生の日光高原学園と、中学校3年生の修学旅行の判断基準が異なるだろうというお話だと思います。これは、先般の議会でも同じような質問等をいただきました。もともと修学旅行以外の宿泊行事、これは小学校4年生、5年生、または、中学校1年生などの宿泊行事については、全て教育委員会の行事として実施しています。一方で修学旅行ですが、こちらは、学校が実施しているという取扱いがもともとから異なっているという考え方でございまして、最終的に実施の判断については、各学校の校長の判断ということで、今回も従前どおりの対応をしたところです。

ただ、修学旅行については、当初9月に予定していて中止とした1校、また10月等にも9月末から10月にかけても中止した学校がありましたが、その時点で中止した学校と、今回1月、2月等で中止にした学校は状況が異なっています。なぜかといいますと、先ほど申し上げたように、オミクロン株の感染拡大に伴って年度末に実施する学校に対しましては、私どもバスの手配、これは、東京駅までです。学校から新幹線の発着駅までの往復について、大型バス、いわゆる公共交通機関を使わないで行けるという状況の手配、併せまして先ほど申し上げたように、実施時期の1週間程度前に、PCR検査を実施しまして、安心して行っていただきたいという対応をしたところです。

したがって、年度末に実施する学校については、まん延防止等重点措置期間中であっても行ける環境を整えたところです。教育委員会としては、そのような対応でできれば9月等に中止を判断した学校以外では、行っていただきたいという考えは持っていたところですが、とはいえ、先ほど申し上げたような感染の急拡大で校長としても苦慮をして判断した結果申し上げたような対応になったというところです。

【委員】

私自身は理解できました。保護者の方にそこら辺の意向がよく説明されてご理解いただけると思います。判断が誤りだということではございません。ありがとうございました。

した。

【会長】

ありがとうございました。
委員、どうぞ。

【委員】

休校とか学級閉鎖、学年閉鎖というのは、前の日に急に連絡があって、明日からということがよくあって、小中学校で給食がなくなるんです。急に食事がなくなって、でも保護者は仕事に行っているということで、中学校の子なんかは全然保護者のいないところで1日過ごしているわけで、お昼ご飯がないとか、毎日カップ麺で過ごしたとかそういう話をよく子ども食堂に来ている子たちから聞いています。それで、うちの地域で運営している子ども食堂では、保護者や子どもから希望を取って、お昼にお弁当を配って歩いて、安否確認というのはおかしいですけど、「どう？」なんて話を聞きながらやっていたんですが、その子たちは別に病気になった、コロナになったわけではないからいいんですが、中で、シングル家庭の家で親子で感染してしまったところがあって、買い出しや食事提供のサポートをしました。ほかに身寄りがないということで、非常に困っていました。

それまで保護者の携帯で学校対応の端末でテザリングでやっていたものが、きょうだいで使ったせいか使えなくなって、それでうちのスタッフが学校に行って相談して、結局教育委員会に行ってルーターを借りてきて、休んでいる間も担任とネットでつながることができました。これはたまたま子ども食堂に来ている子の家庭だったので連絡が来てよく分かったんですが、ほかにもあったと思うんですね。食事の面ですとかそういうネットの授業とか、そういうことで困っている家庭があったかどうか。休校や学年閉鎖、学年閉鎖の際にどんな困ったことがあったかというのを学校ごとにリサーチなどをして今後の対応、これからもこういうことは多分あると予想されているわけですので、今後の対応につなげていっていただければと思います。

【事務局】

ありがとうございます。今回、先ほど申し上げたように1月中は、濃厚接触者を特定するまでに2、3日は学級閉鎖をした数が非常に多かったところです。今、委員からもご指摘いただいたように、確かに急に決まるというのは、これは事実でございまして、やむを得ない対応として保護者の皆様方にも、また、お子様方にもご迷惑、ご苦勞をかけたのかなと思っています。そのような点も含めて教育委員会としても子どもたちの学びを止めないということを第一に考えまして、できるだけ学級閉鎖をしないということで1月末から2月以降は対応しているところです。できる限り、学校を休まず子どもたちに学校に来ていただいて、給食も含めて対応できるようにはしていきたいと思っていますので、ということが今後可能かということも含めて引き続き研究はしたいと思っています。ありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、資料4のほうはよろしいでしょうか。

続きまして、資料5のご説明をお願いいたします。

【事務局】

学童クラブ・保育園等における状況についてご報告をします。

まず、1番の(1)の利用者の推移ですが、学童、保育園、①、②となっていて、まん延防止措置、1月21日から適用になっていますので、その前日の1月20日、それから半月ごとの4時点での比較となっています。

①の学童ですが、1月20日は7割程度だったのが、先ほどの報告でもありました、一番感染の多い時期、1月31日は46%程度、それから2月に入りましてから6割前後、ここ最近も65%前後の利用となっています。

②の保育園、これは区立直営園の利用者ですが、まん延防止の前日の1月20日が73%、1月31日、一番感染の多いときが50%ぐらい、2月15日が76%、それから80%程度、ここ最近も8割程度の利用となっていて、例年ですと9割近い利用ですので、これは休園の影響かというように考えています。

なお、1月の末に比べまして、2月の利用者が増えているのは、保育園での感染者は2月のほうが多い状況ですが、できるだけ休業を減らすために感染の出たクラスですとか、歳児、5歳児ですとか3歳児ですとか、出た歳児に休園を限定したり、できるだけ早く濃厚接触者の特定を急いで、休園期間を3日程度としています。そうしたことをしてきたことによるものというように考えています。

(2)は、感染者の状況ですが、お示しのとおりですが、保育園のところを見ていただきますと、1月が344人に対しまして、2月は727名と非常に増えていて、うち7割程度が園児となっています。

裏面に進みまして、休園等の状況はお示しのとおりですが、保育園の状況、1月は76件、うち72件が全園での休園としていますが、2月は125件と増えてはいますが、全園休園は16件と先ほどお話ししましたとおり、影響をできる限り少なくするために限定しての休園というやり方の影響となっています。

2番のまん延防止期間中の対応となりますが、上から二つ目のところ放課後子ども教室、こちらは、保護者が仕事などで放課後の時間にはいないであるとか、ひとり親の方などやむを得ない利用の方に限らせていただきまして、各教室で3名であるとか5名程度の利用ととても少なくなっています。児童館、子どもセンターについては、乳幼児親子に限定しての利用といたしまして、小学生以上は利用休止としました。なお、まん延防止重点措置3月21日で解除となりましたので、現在放課後子ども教室は再開、児童館子どもセンターも小学生、中高生の利用も再開をしたところです。

3番は、濃厚接触者の特定のやり方ですとか、PCR検査についてですが、PCR検査については、濃厚接触者や、接触者に特定されなかった保育園等の職員についても区教育委員会独自で検査をすることで安心してご利用いただけるように努めているところです。

最後の4番の在宅要支援児受入体制整備事業ですが、保護者が、コロナウイルスに感染して入院して、子どもを養育できないと、ほかに養育する方がいないという場合にお子さ

んをお預かりする事業、これを行います。お示しのとおり、東京北医療センターに委託をしてお願いをする予定となっています。

以上、説明とします。

【会長】

ありがとうございました。それでは、ただいまのご説明に関して、ご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

資料5に関してよろしいでしょうか。コロナの問題で委員の皆様、それから区の職員の皆様、大変ご苦勞をされて、まだその最中かと思いますが、委員のご意見にもありましたように、今回のことをぜひとも得られた結果を次回に生かせるような形にしていだければと思います。ありがとうございました。

それでは、次に行きたいと思います。

6の子育て世帯に対する特別給付金の支給について、それから関連する内容として、7の子育て世帯への臨時特別給付の支給について、事務局からお願いいたします。

【事務局】

資料をご説明します。

まず、資料の6ですが、前回の会議のときにもご報告をしていますが、令和3年度中に行ったひとり親世帯へのコロナの感染拡大の影響を踏まえた支援ということの実績を2の(1)のところでは、ひとり親世帯分として実績を記載しています。それから、裏面にまいりまして、(2)番は、今回の措置では、ひとり親でないご家庭でも同等の経済状況にある方々に対して、給付をした実績です。

それから、(3)番ですが、(3)番が昨年末に国のほうからの要請を受けて行った給付の実績です。昨年末に行った給付、結果的には児童1人当たり10万円という給付ですけども、おおむね想定された人数の方々に、行き届いていると考えているところです。

次に、資料7は、ただいま最後にご説明した(3)番の子育て世帯への臨時特別給付のもらえない方、これは、児童手当の有資格者を起算点にしたことによって、その後例えば離婚してしまった、そういう場合に、別れた片方の養育していない方にお金が届いてしまったということについて、その後国からそういう方について救済の措置が示されました。その国の示された中身に基づいて、改めて実際にお子さんを養育されている皆様にもう一度10万円の支給を開始したというところが資料7です。この子育て世帯の給付については、新生児、それからただいま申しあげました離婚等によってまだお手元に届いていないという方については、申請期限が年度をまたいで4月28日まで延長の措置を講じたところです。件数等については、後ほどご高覧いただければと思います。

ご説明は、以上です。

【会長】

ありがとうございました。

ただいまのご説明、資料6と7ですが、ご質問、ご意見等ありましたらお願いいたします。

委員、どうぞ。

【委員】

うちの団体の会員で、保健師をしている人がいるんですが、このDV関連の特例ですね。コロナになったり、あるいは逃げるが大変だったり、DVを受けていると自分自身も体も心も病んだりしてなかなか大変で、申請まで追いつかないという方もいます。4月28日になっているんですが、それを例えば心身の不調であるとか、コロナになったとか、そういうことで延長していただくことは可能なんでしょうか。

【事務局】

現時点では、4月28日ということで、なるべく個別にそういうDVの特例の届出がされている方とか、そういうところには個別勸奨を心がけてまいりたいと思いますが、もし、今は行けないけどもという方が身近にいらっしゃいましたら、お電話だけでもいただけると私どもでもあらかじめほかの手だてが考えられると思いますので、もし、ご連絡が取れるという方であれば、よろしくお伝えいただければと思います。

また、今回の給付については、このコロナ禍の状況も踏まえて全て郵送で完結するようになっています。ホームページに申請書がダウンロードできるようになっていますので、多少の不備があっても申請だけは郵送でお名前とご住所を書いていただけると、それが窓口での手続の開始ということになりますので、ぜひそのようなこともお伝えいただければと思います。

【会長】

ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、予定の時間は過ぎてしまっていますが、その他について、事務局からご説明などありましたらお願いいたします。

【事務局】

それでは、事務連絡も兼ねまして、あと北区の教育委員会の組織改正がございますので、そちらについては、資料8でまとめました。資料8で北区の教育委員会事務局、教育振興部と子ども未来部の二部制をとっていますが、二部それぞれ組織改正がございました。詳細については、後ほどご覧ください。

続きまして、令和4年度の子ども・子育て会議ですが、先ほど、子ども・子育て支援総合計画のスケジュールの際にもご案内しましたが、4年度は、4回程度の会議開催を考えています。1回目の会議については、なるべく早めに時期を決めて皆様にお知らせしますので、そちらについては、後ほど決まり次第お知らせします。

また、令和4年度に委員の交代をされる方、もしいらっしゃいましたら、後任の方が決まり次第速やかに事務局までお知らせをいただければと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

最後に、公募委員1名より子ども・子育て会議の委員を辞任したいとお申出をいただき

ました。大変残念ではありますが、また違った形で子ども子育てにご尽力いただくことと存じます。ご活躍をお祈りいたします。

公募委員については、追加の公募は行わず、子ども・子育て会議の委員は全体で17名にて、引き続き令和4年度を開催してまいりたいと思います。

事務連絡は、以上です。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、今年度最後ということで、事務局からお話がありますでしょうか。

【事務局】

改めまして今年度ありがとうございましたということでお礼を申し上げたいと思います。

コロナの中の3年度となってしまいましたが、学校現場、また保育園、先ほどからもお話をしましたとおり、感染に十分留意をして運営をしておりましたが、急な休園、休校といったところで保護者の方にも、また子どもたちにも黙食を強いるでありますとか、ふれあいが少なくなるということ、大変寂しい思いをさせてしまったというように思っています。まん延防止の期間が終わり、このまま感染者数も減ってくれば良いなど、これはもう願うしかないというように思っています。

また、コロナ禍で子ども食堂も運営が難しいところはあったかと思いますが、感染に留意しながら再開をしていただいたり、配食をしていただいたり、そういうことから見守りの必要な子どもたちが分かたりといったこと、虐待にならないようにケアをしていただいた、そういう活動をしていただく中で、見守りの必要性、子ども食堂等のネットワークの必要性ということも改めてやっていかなければならないというところを強く認識したところです。

また、新たな課題といたしまして、ヤングケアラーの課題等、こうしたことも子ども条例ということにも関わってまいりますので、来年度、事務局としても大きな課題としまして、子ども条例等の検討がありますので、子ども目線ということを肝に銘じ、取り組んでまいりたいと思っています。

そういう中で、この子ども・子育て会議は大変重要な会議と思っていますので、事務局の詳細な説明ということも行ってまいります。何よりも皆様方のご意見を頂戴したいというところで、来年度の運営を考えてまいりたいと思います。引き続き、どうぞよろしくお祈りを申し上げます。

今日は遅くまでありがとうございました。

【会長】

ありがとうございました。

それでは、予定の時間を過ぎてしまいましたが、以上をもちまして、本日の子ども・子育て会議を終了したいと思います。

どうもありがとうございました。